

愛知県立安城東高等学校 生徒指導に関する規定等

生徒心得

この心得は、本校が健全で品格のある教育の場となるよう掲げられたものです。生徒の一人一人が厳しく自己を律し、人格の向上を目指すならば、学校全体が明るく品位あるものになります。以下に掲げる項目をよく心にとめ、心身ともに健康な生徒になるよう努力してください。

1 登下校について

- (1) 始業時刻は午前8時40分です。
- (2) 理由の如何に関わらず、午前8時40分までに登校できない場合は、職員室で遅刻カードを受け取った後、教室に入ってください。
- (3) 病気又はやむを得ない事情により欠席、遅刻、早退、欠課をする場合は、事前にホームルーム担任に申し出てください。

2 服装について(本校指定の制服を着用してください)

(1) 制服

ア 令和6年度入学生まで

(ア) 男子

A 冬服

- ・黒無地詰襟学生服、校章入りボタン付き、襟高は4cm、上衣丈は総丈の2分の1が基準です。袖ボタンは2個とし、袖割りは禁止しています。上衣は切込み19~22cmのセンターベンツ型です。
- ・ズボンは上衣と同色で、ベルト左下に本校指定のマークが入ります。裾幅は20~23cmを基準とします。

B 夏服

- ・白無地半袖カッターシャツで左袖に本校指定のマーク入りのものとし、ズボンは冬服と同じ基準です。

C 合服

- ・気候に応じて夏服、冬服又は白無地長袖カッターシャツを着用してください。

(イ) 女子

A 冬服

- ・生地は学校指定のものとし、紺色スーツ型(別型)。白カッターブラウス(長袖)を着用してください。
- ・前2つボタン、センターベンツ型とし、ネクタイ及びボタンは学校指定のものを着用してください。スカートは上衣と同色、同生地で、12本ボックスプリーツ、丈は膝頭程度とします。
- ・ベストを合わせて着用してください。

B 夏服

- ・上衣は白無地の七分丈および半袖カッターブラウスとし、左袖に本校指定のマークが入ります。スカートは冬服と同じ基準とします。

C 合服

- ・白カッターブラウス(長袖)にネクタイ、ベストを着用してください。

イ 令和7年度入学生から

(ア) 1型

A 冬服

- ・濃紺シングル前2つボタンのブレザーで、前二つボタン、センターベント型です。ネクタイ及びボタンは本校指定のものを使用し、白色カッターシャツ（長袖）を着用してください。
- ・ブレザーの右胸ポケットにエンブレム付きです。
- ・スラックスはブレザーに同色で、ワンタック、ベルトループは7本、裾幅は19～25 cmを基準とします。

B 夏服

- ・本校指定の白色または紺色のポロシャツで、左胸に本校指定のマークの刺繍入りのもとし、スラックスは冬服と同じ基準とします。

C 合服

- ・気候に応じて夏服、冬服又は白無地長袖カッターシャツを着用したものとします。

(イ) 2型

A 冬服

- ・濃紺シングル前2つボタンのブレザーで、前二つボタン、センターベント型、右胸ポケットにエンブレム付きです。ネクタイ及びボタンは本校指定のものを使用し、白色カッターシャツ（長袖）を着用してください。
- ・スカートはブレザーに同色で、16本プリーツ、丈は膝頭程度とします。
- ・スラックスはブレザーに同色で、ワンタック、ベルトループは6本、裾幅は19～23 cmを基準とします。
- ・ベストを合わせて着用してください。

B 夏服

- ・本校指定の白色または紺色のポロシャツで、左胸に本校指定のマークの刺繍入りのもとし、スカートまたはスラックスについては、冬服と同じ基準とします。

C 合服

- ・気候に応じて夏服、冬服又は合服とします。合服とは、白無地長袖カッターシャツにベストを着用したものです。

(2) 儀式や式典の際には、別に規定を示します。

(3) 防寒着の着用は11月1日より3月31日までを原則とし、別に規定を示します。

(4) バッジ、またはエンブレム

ア 令和6年度入学生まで

- ・バッジを学生服の左襟およびブレザーの左襟バッジ穴に付けてください。

イ 令和7年度入学生から

- ・エンブレムをブレザーの胸ポケットに付けてください。

(5) 頭髪について、

ア パーマ、カール、脱色および染色はしないようにしてください。また極端に手を加えないでください。

イ 式典等においては、肩より長い髪は縛ります。縛る際には飾りのないゴムを使用してください。色についての規定はありません。

(6) 靴は、運動靴または黒・茶の革短靴に限ります。

(7) 靴下は、必ず着用し制服に合うものとします。ただし、ルーズソックスは認めていませ

ん。

(8) 通学カバンに規定はありませんが、他高校の指定カバンは認めていません。

(9) 校舎内で履くスリッパは、学校指定のものを使用してください。

3 交通安全について

(1) 交通法規を遵守し、交通道德に則り、事故の防止に努めましょう。

(2) 通学用自転車については、本校ホームページで確認してください。

(3) 自転車通学者は次の項目を守りましょう。

ア 通学は歩道や信号のある道を選び、禁止路は通らないでください。

イ 校内の所定の場所に整然と置き、施錠をしましょう。

ウ 通学用自転車は以下の項目を参考にして、毎年1回は専門店での点検を受け、不備があれば修理することを推奨しています。

錠、ベル、ブレーキ、反射テープ、ライト、スタンド、反射鏡

エ 次の交通規則は必ず守りましょう。

① 並進をしない。

② 雨天時にはカッパを着用し、傘さし運転はしない。

③ 二人乗りをしない。

④ 夜間は必ずライトをつける。

⑤ 運転中の「ながらスマホ」はしない

(4) 個人賠償責任を補償する保険に加入することを推奨しています。

(5) 自転車用ヘルメット（色・形状は自由）の着用を推奨しています。

(6) 原動機付自転車・自動二輪・普通車等の免許の取得は禁止です。ただし、3年生の就職内定者については別途規定により認めています。

(7) 交通事故が発生した場合は、速やかに学校に届け出てください。

4 校内生活

(1) 校内では常に静粛を心がけ、喧騒な言動は慎んでください。

(2) 遊具類は校内に持ち込まないでください。

(3) 校内では定められた時間に、定められた場所で飲食をしてください。

(4) 校内の公共物を大切に、破損または汚損しないように注意しましょう。万一、破損または汚損した場合は速やかに担任又は部活動顧問を通じて生徒指導部に届け出て指示を受けてください。

5 校外生活

(1) 夜間外出は避け、深夜外出はしないようにしましょう。

(2) 無断外泊及び生徒相互での宿泊はしないようにしましょう。

(3) 宿泊を伴う旅行は保護者又はそれに代わる責任者の同行が必要です。事前に「旅行届」を提出してください。ただし、大学受験の場合は、その限りではありません。

(4) アルバイトは禁止しています。ただし、家庭の事情によりやむを得ない場合は、担任・学年主任と相談のうえ、生徒指導部の許可を受けてください。

6 所持品

- (1) 不必要な物品や金銭は持参しないでください。
- (2) 貴重品の保管には十分注意しましょう。
- (3) 紛失物又は拾得物は速やかに生徒指導部に届け出てください。
- (4) 個人の携帯電話やスマートフォンの使用については、以下の条件を守りましょう。
 - ア 校内では電源を切り、カバンの中に入れてください。
 - イ 授業後でも校内では使用しないようにしましょう。
 - ウ 違反した場合は、担任・学年主任・生徒指導部が指導します。
- (5) 学校貸し出しのタブレットの使用については、使用規定を守って大切に扱い、卒業時に返却してください。
- (6) 生徒手帳は常に携帯してください。生徒手帳を破損・紛失した場合は、すみやかに生徒指導部に再交付を申し出てください。

7 別に定めた禁止事項の他、次の項目を禁止しています。

万引、喫煙(ネオシーダーのように薬用効果をうたったものや、ニコチンやタールを含まない水蒸気タバコについても同様に禁止しています)、飲酒、パチンコ、成人向映画、薬物乱用、SNSを通じた誹謗中傷の他、高校生としてふさわしくない行為。

また、ピアス、ネイルについても禁止です。さらに特定小型原動機付自転車・特例特定小型原動機付自転車(電動キックボードやモペットなど)による登下校は、休日、祝日、長期休業に関わらず一切禁止しています。

8 主権者としての教育の推進について

- (1) 18歳成人の意味を理解し、責任を自覚しましょう。
 - ア 自分の言葉や行動を振り返りながら、責任ある行動をとる能力を身につけましょう。
 - イ 正解がひとつに定まらない論争的な課題について、自分の意見をもちつつ、異なる意見や対立する意見を整理して議論を交わしたり、他者との折り合いをつけたりする中で、合意形成を図っていく能力を身につけましょう。
 - ウ 習得した知識を活用し、主体的な選択・判断を行い、他者と協働しながら様々な課題を解決していくという国家・社会の形成者としての資質を身につけましょう。
- (2) 次の事項については生徒指導部の許可をうけてください。

出版、掲示、ビラの配布や、各種集会
- (3) 以下に示す生徒の政治的活動等については、制限または禁止しています。
 - ア 教科・科目等の授業、生徒会活動、部活動等、学校の教育活動の場を利用して選挙運動や政治的活動を行うことは禁止しています。
 - イ 放課後や休日等に学校構内において選挙運動や政治的活動を行う場合には、施設管理や他の生徒の学習活動、その他教育を円滑に実施する上で支障が生じる場合は、制限または禁止します。
 - ウ 放課後や休日等に学校の構外において行われる選挙運動や政治的活動については、違法なもの、暴力的なもの、またそのおそれが高いと認められる場合、あるいは、自身又は他の生徒の学業や生活等への支障がある場合などは、制限または禁止します。
 - エ 18歳未満の者は、一切の選挙運動を禁止します。

9 校則の見直しの手続きについて

- (1) 生徒会は、校則の変更（追加、改正又は廃止）について、生徒議会の審議を経て、承認を得た後、校長に対し、校則の変更を求めることができる。
- (2) 生徒指導主事は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は、校則の変更が必要と判断したときは、PTA生活委員等から意見を聴取し、生徒指導部会を経て、運営委員会でその内容を諮り、議論する。
- (3) 校長は、PTA生活委員等からの意見や運営委員会での議論、本校のスクールポリシーを踏まえ、校則の変更について決定する。

附則

令和 7年 4月 1日 「9 校則の見直しの手続きについて」追記

令和 7年 9月 25日 「2 服装について」一部改訂